

【犯罪に巻き込まれないために】

預金口座の売買・譲渡・譲受・貸借は「犯罪」です！！

SNS等での違法な勧誘には、絶対に応じないでください！

近年、SNS型投資・ロマンス詐欺等の金融犯罪が大きな社会問題となっており、このような犯罪には不正に売買・譲渡・譲受・貸借された預金口座が多く利用されています。

お客さまの大切な財産を守るため、**<九州ろうきん>**は預金口座の不正利用防止に取り組んでいます。

○預金口座（通帳、キャッシュカード、インターネットバンキングのID・パスワード等）を売買・譲渡・譲受・貸借する行為は犯罪であり、刑事罰の対象となります。

○預金口座の売買・譲渡・譲受・貸借が判明した場合、お客さまへ通知することなく、預金口座の利用停止や解約を行い、警察に通報するなど厳正に対処します。

さらに将来にわたって、当金庫に限らず、金融機関で預金口座が開設できなくなるおそれがあります。

以上

つながる あした、ひろがる みらい

九州ろうきんは、労働金庫法に基づき設立された勤労者のための福祉金融機関です。